

汚染状況重点調査地域における除染



汚染状況重点調査地域とは？

汚染状況重点調査地域は、市町村が中心となって除染を実施する地域です。これらは、地域の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況について重点的な調査測定が必要である「汚染状況重点調査地域」として指定を受けた市町村※です。指定を受けた市町村は、必要に応じて重点的な調査測定を実施して実際に除染を行っていく区域（除染実施区域）を定めた上で、当該区域についての除染の計画（除染実施計画）を策定し、この計画にのっとって除染を進めることとなります。

※全国で8県99市町村を指定（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）（平成27年2月現在）。
このうち除染実施計画を94市町村（当面策定予定の市町村全て）において策定し、除染を実施。

環境省「除染情報サイト」より作成